

○ 消費者の財産被害に係る行政手法研究会「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」（抜粋）

第2 行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策

2 被害発生を防止するための方法

(1) 行政処分として金銭納付を命じること

ア 制度の概要

多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのある行為を防止することを目的とする手法として、事業者に対して違反行為抑止のために必要な賦課金（課徴金等）の納付を行政処分として命じる制度（以下「賦課金制度」という。）が考えられる。

イ 参考となる制度

国内において、賦課金制度に係る既存の制度例としては、違反行為を防止することを目的として行政庁が事業者に対して金銭的不利益を課す課徴金制度<sup>1</sup>（独占禁止法〔資料8〕、金融商品取引法〔資料9〕及び公認会計士法〔資料10〕）が存在する。

また、諸外国においても、行政庁が（直接あるいは裁判所を通じて）事業者に対して金銭的不利益を課す例として、民事制裁金制度（アメリカ、オーストラリア等）、民事回復制度（イギリス）、過料制度（ドイツ等）、課徴金制度（韓国）などが見られる。

ウ 制度の意義

消費者に財産被害を発生させた事業者に対し、金銭的な賦課を行うことにより、事業者のやり得が生じることを防止することができ、これによって事業者による当該行為継続のインセンティブを失わせ、財産被害の発生・拡大を防止することができる。

<sup>1</sup> 課徴金制度の趣旨・目的については、例えば、平成17年金融商品取引法改正（課徴金対象行為の拡大等を内容とする）の際の法案審議において、「課徴金というのは・・・カルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。」と答弁されている（平成17年2月28日衆議院財務金融委員会・山本庸幸内閣法制局第三部長）。

制度を導入する意義・必要性について、対象事案に応じて、次のような検討が行われた。

## (ア) 不当表示を対象とした賦課金制度

### a 不当表示を対象とした賦課金制度の検討に係る経緯

PIO-NET に登録された消費生活相談件数のうち、表示・広告を内容とするものは年々増加しており、全体に対する比率は、平成 12 年度の 2.9%から平成 23 年度の 5.8%へと高まっている。直近の平成 23 年度の表示・広告を内容とする消費生活相談件数は 50,661 件であったが、これは 10 年前となる平成 13 年度の 21,356 件の約 2.4 倍となっており、直近 3 年間でも、平成 20 年度 41,819 件と比較し、20%強の増加となっている（資料 11）。このように、表示・広告の問題の増加ないし懸念の高まりがうかがえる。

不当表示を対象とした賦課金制度の導入に関しては、平成 20 年に課徴金賦課の対象範囲拡大等を内容とする独占禁止法の改正に併せて景品表示法への課徴金制度の導入も行う「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」（以下「平成 20 年改正法案」という。）<sup>2</sup>が閣議決定、国会提出された（資料 12）。しかしながら、その後同法案は廃案となっている<sup>3</sup>。

廃案となった理由は、次のとおりである。すなわち、平成 20 年改正法案の国会提出後、消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）によって、景品表示法の消費者庁への移管が決定され、その位置付けは、独占禁止法の特例法たる競争法ではなく、消費者・生活者サイドの視点を有する消費者法に変更された。景品表示法への課徴金制度導入については、消費者庁への移管後に、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際に併せて検討することが適切であるとされた。

---

<sup>2</sup> 同法案において、景品表示法上の課徴金制度については、

- ・対象は優良誤認表示及び有利誤認表示（故意、重過失の場合に限られる）
- ・算定方法は、対象行為の期間における当該商品又は役務の売上額×3%（300万円未満は裾切り（＝対象となる売上額は1億円以上））
- ・事前手続については行政手続法上の例とされ、事件処理手続、徴収手続については基本的には独占禁止法が適用されることとされた。

<sup>3</sup> 平成 20 年改正法案のうち、独占禁止法上の課徴金の適用範囲の拡大については、第 171 回国会において成立した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」によって、排除型私的独占、一定の不正な取引方法（不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象とされた。

## b 景品表示法への賦課金制度の導入

### (a) 景品表示法と賦課金制度の趣旨・目的の関係

既存の課徴金制度が導入されている法律は、競争秩序や証券市場の公正といった取引秩序の維持という目的を達成するためのものである。景品表示法が独占禁止法の特例に位置付けられていた平成 20 年改正法案の提出当時の状況とは異なり、景品表示法は、消費者庁に移管され、公正な競争の確保を目的とする競争法体系から、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保を目的とする消費者法体系へと変わった。そのため、消費者法体系に位置付けられた景品表示法に賦課金制度を導入する必要性を改めて整理する必要がある。

この点について、消費者庁の任務は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の機会の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」と定められている（消費者庁及び消費者委員会設置法第 3 条）。また、消費者庁に移管された景品表示法は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う整備法により、その目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」（景品表示法第 1 条）へと変更された。

これらを踏まえれば、景品表示法が消費者法体系に位置付けられたことを前提として、消費者庁の任務の一つである消費者の自主的かつ合理的な選択の確保のために、それを阻害するおそれのある不当表示を実効的に抑止するための措置としての賦課金制度を位置付けることができると考えられる。このような整理は、消費者政策と独占禁止政策（競争政策）は相互に密接に関連しており、両政策を一体的に促進するという視点が重要という理解<sup>4</sup>とも整合する。

### (b) 民事訴訟等による被害回復との関係

消費者法分野では、被害の防止と並び、被害を受けた消費者の救済（被害回復）が重要である。事業者が賦課金を納付することにより、

---

<sup>4</sup> 平成 19 年 6 月 26 日独占禁止法基本問題懇談会報告書 4 頁（資料 13）参照

被害者に対する被害回復のための原資が無くなるとすれば、被害回復が図られなくなることに注意が必要である。

他方、被害回復のための制度としては、通常の民事訴訟手続に加え、現在、消費者の財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫ることができる「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」(以下「消費者裁判手続特例法案」という。)が国会に提出されている。現状では、不当表示事案についても、民事訴訟手続になじむものについては、民事訴訟によって事業者から不当な収益が剥奪され、消費者が救済されるが、訴訟の費用が高く、労力も大きいために、裁判制度を利用できない消費者が存在する。消費者裁判手続特例法案は、そうした事案の中でも要件を満たすものについて、消費者を集団的に救済するものであり、裁判手続による消費者被害の救済の実効性の確保が図られるとともに、事業者の不当な収益の剥奪につながり、被害発生の防止にも資するものとなることが期待される。

しかしながら、不当表示事案の中には、事業者による不当表示がどの程度消費者の商品選択に影響したかの立証が容易ではない場合が多いこと、被害額の算定(立証)が容易ではない場合が多いこと、損害額が算定できたとしても訴訟にかかる費用よりも少額である場合が多いこと(費用対効果の問題)等から、そもそも民事訴訟になじまない又は民事訴訟による不当な収益の剥奪が困難な場合も多い。そのため、民事訴訟手続によっては事業者の不当な収益を剥奪できず、消費者裁判手続特例法案が成立したとしても、事業者にやり得が残り、同様の行為(不当表示)がなされる可能性があるため、こうしたやり得を剥奪して事業者が不当表示を行うインセンティブを奪うことにより不当表示を抑止することを目的とした賦課金制度の導入の意義・必要性は、なお認められるとの指摘がなされた。

### (c) 現行法上の措置命令の実効性

現行法上の措置命令の実効性(不当表示が効果的に抑止されているか)について、不当表示事案に対する景品表示法に基づく措置命令<sup>5</sup>は、不当表示を差し止めるだけでなく、その表示が事実や実態と異なっていることを消費者に広く知らしめる効果がある。このことから、多くの事業者は、不当な表示を続けることが困難になると考えられる。

<sup>5</sup> 不当表示の差止め若しくは再発防止のために必要な事項又はそれらの実施に関する公示その他必要な事項の命令(景品表示法第6条)である。一般的には、一般消費者の誤認排除のための新聞広告等による周知徹底、同様の違反行為の不作為等が命じられている。

また、消費者法に位置付けられた景品表示法の執行については、景品表示法が消費者庁に移管され、独占禁止法の補完法では無くなったことで、「公正競争阻害性」という市場を見据えた要件が無くなった。その代わりに、消費者被害事案として現実の消費者被害の広がりや深さに着目してより適切な対応を図っている。そして、消費者庁における景品表示法に係る措置命令等の件数は、消費者庁設置後増加しているが、景品表示法に基づく措置命令を受けた事業者が、不当表示を繰り返すことはさほど多くない<sup>6</sup>。他方で、不当表示自体が減少しているかは明らかでなく、景品表示法に係る措置命令等の件数が増加していることだけをもって、措置命令によって、不当表示が再犯防止にとどまらず一般的に抑止されているとは言えないとの指摘がなされた。

以上から、景品表示法上の措置命令は、特に再犯防止（同一事業者が不当表示を繰り返すことの防止）という観点からは、実効的に機能していると見ることもできるが、他方で、そのような再犯防止にとどまらない一般的な不当表示抑止機能を実効的に果たしているとまでは言えないと考えられるとの指摘がなされた。そして、景品表示法に、不当表示を一般的に抑止するための新たな措置を導入することには意義があると考えられるところ、その導入にあたっては、後述エの課題も提起されていることから、それらを解決し、具体的な制度設計を行う観点に立って、検討を進める必要があるとの指摘がなされた。

なお、不当表示事案といっても、詐欺的に行われる悪質なものから、軽微であって社会的に看過できないとまでは言えないものまで、様々な類型が考えられるところ、賦課金制度を導入することの意義について検討するにあたっては、まずは、過去の不当表示事案の内容等を詳細に分析する必要があるとの指摘があった。

## （イ） [略]

### エ 課題

上記のように、不当表示事案を対象として、新たな措置の一つとして賦課金制度を導入する意義は認められるとの指摘がなされたが、仮に、制度を導入とした場合、以下のような課題について、個別具体的に検討する必要がある。

---

<sup>6</sup> 同法の執行状況（平成21年9月～平成25年1月1日）を見ると、消費者庁設置後、同法に基づく行政処分を受けた事業者が過去10年以内に同法違反の行政処分を受けていた事例数は、6件（行政処分総計87件中）である（資料14）。

加えて、消費者被害事案において行政庁が事業者に賦課金を課すと、事業者においては、消費者に対して民事上の義務（損害賠償義務等）を履行するための原資が無くなる事態もあり得る。したがって、消費者の民事上の請求権の行使を妨げることとならないよう、制度設計について慎重な検討が必要である。

また、現行の課徴金制度は、そもそもカルテルやインサイダー取引のように、定型的に悪質性の高い事案について、違反行為の防止という行政目的を達成するという性格のものであることから、事案によって悪質性の程度が異なる不当表示事案にも導入することについては、慎重に考えるべきとの指摘があった。

さらに、一般的に不当表示を抑止するという目的と賦課金という手段とのバランスが適切かどうかについて、制度の具体的検討にあたっては慎重な検討が必要である。

#### **(ア) 他の制度・法律との関係**

不当表示を一般的に抑止するためには、措置命令の運用・実効性を改善していく取組を進めるほか、新たな措置として、例えば、不当表示を行った者に対する直罰規定や業務停止命令<sup>7</sup>等の新設なども考えられるところである。したがって、これらの各手法との関連を考慮した上で、不当表示を一般的に抑止するための新たな措置としての有効性について、更に検討を行うことが必要と考えられる。さらに、不当表示を一般的に抑止するための措置を導入するとしても、あらゆる商品又は役務の取引についての不当表示を規制する景品表示法に導入することが適切か、それに代えて、それぞれの法目的に応じて表示についての規制を行っている個別法に導入することが適切かについても、検討が必要と考えられる。

なお、これに対して、不当表示を一般的に規制する景品表示法に賦課金制度を導入することのみならず、それに加えて、刑事的手法や行政的手法などの他の措置の導入や、他の個別法への賦課金制度の導入についても検討すべきとの指摘があった。

#### **(イ) 制度の在り方**

##### **a 対象事案**

制度の趣旨・目的及び不当表示事案の現状（前述のように、景品表示

---

<sup>7</sup> この場合、不当表示を規制することが法目的であることから、不当表示が排除されれば、法目的は達成されるにもかかわらず、業務そのものを停止することができるのか等の法制上の課題がある。

法に基づく措置命令を受けた事業者が、不当表示を繰り返すことは多くないこと)を踏まえ、対象事案をどのように絞り込むかについて検討を行う必要がある。具体的には、不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きな場合や、一定の主観的要件が認められるような場合であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる(その際、事業の性格を考慮し、事業活動が萎縮しないよう配慮する必要がある。)が、事案の絞り込みについては、過去の不当表示事案などを分析して、検討する必要がある。

## b 算定方法

制度の趣旨・目的(制度の目的について、違法行為の防止と考えるのか、それに限らず被害救済をも含むのか等)を踏まえ、その目的達成のために必要・合理的な賦課金額の算定方法を定めることが必要である<sup>8</sup>。売上額に一定の比率を乗じるような算定方法も考えられるが、不当表示事案には様々な態様があることから、このような一律の算定方法が妥当かどうかについても検討を行う必要がある。また、帳簿を作成していない事業者があり得ることを前提として、そのような場合でも賦課金額を合理的に算定できるような制度として設計する必要がある。

なお、平成20年改正法案においては、売上額1億円以上に限り、その3%を賦課金額としていた。

## c 刑罰との関係(刑罰との調整)

独占禁止法上の課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪によって社会的公正を確保し、違反行為の抑止を図り、禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであり、反社会的・反道徳的行為に対する制裁として科せられる刑事罰とは、その趣旨、目的、性質を異にすることから二重処罰禁止に反しないとされているところ<sup>9</sup>、金銭的な賦課による違反行為の防止を目的とする賦課金制度についても同様と考えられる。

## d 被害者への配分及び民事上の請求権との関係(民事上の請求権〔個々の

<sup>8</sup> 本研究会においては、違法収益額相当(そのもの)の金銭納付を命じる制度についても検討されたが、違法収益額の範囲や額を行政庁において認定・立証できるか、といった問題が提起された。

<sup>9</sup> 独占禁止法違反の不当な取引制限に対する刑罰が科された後になされた課徴金納付命令が二重処罰禁止(憲法第39条)に反するかが争われた事案において、最高裁は、二重処罰禁止に違反するものではないと判示した(最判平成10年10月13日〔判例時報1662号83頁〕。原審は、東京高判平成9年6月6日〔判例時報1621号98頁〕。(資料19)参照)。

### 被害者の民事上の請求権]との調整)

消費者法分野では、被害を受けた消費者の救済（被害回復）が重要である。

したがって、納付された賦課金を配分することが考えられるが、現在の課徴金制度では、納付された課徴金は国庫に帰属することとされ、これを被害者に配分するという制度とはされていない。被害者への配分については、不当表示事案を対象とする場合、個別的な損害額の算定が困難なものもあり、その場合は、配分にはなじみにくいと考えられるほか、個別の損害の算定が可能だとしても、配分のための費用を要すること（賦課金制度の対象事案によっては、配分額よりも配分のための費用の方が高額となり得る場合もある。）なども考慮する必要がある。

他方、事業者が消費者に対して、違法行為を行ったことに対する一定の金銭（見舞金、解決金等）を支払った場合、かかる金銭の額を行政庁が納付を命じる賦課金の額から控除するという制度設計は考えられる。もっとも、その場合、事業者が消費者に金銭を支払った事実を行政庁が確認する必要がある（そのための実作業が発生する）と考えられること、事業者が自らの従業員等を被害者に仕立て、高額な金銭を支払って賦課金からの控除を求めるなどの脱法的行為を行うおそれがあること等、制度運用上の課題を踏まえた検討が必要となる。

#### e 裁量性（法適用、金額算定等）

裁量的又は非裁量的のいずれの制度として設計するかについては、現行の制度における制度設計を参考としつつ（資料 18）、簡易迅速に行政処分を行う必要性や、賦課金の納付命令による執行負担などを考慮する必要がある。

#### f 調査権限

賦課金制度を導入する場合、行政において、賦課金納付命令の要件を立証する必要がある。かかる観点から、課徴金制度が定められている独占禁止法、金融商品取引法、公認会計士法における調査権限（出頭命令、審尋、報告徴収、立入検査、提出命令等）（資料 20）も参考としながら、必要となる調査権限を検証し、導入する必要がある。もっとも、行政による調査権限は、最終的には行政処分等を行い、行政目的を達成するための手段であるから、その目的の範囲内で認められるものであり、調査を受ける事業者の利益保護も考慮しつつ検討する必要がある。

#### g 手続保障



賦課金制度は、事業者に対して金銭的不利益を賦課するものである。賦課金の納付命令に対する不服申立ては取消訴訟によるが、事前手続保障の観点からは、一定の事前手続を定めておく必要がある。その際、現行の制度を参考としつつ（資料 21）、一定の事前手続を定める等の結果として事件処理が長期化する可能性があることを踏まえ、措置命令及び賦課金制度の執行体制を十分整える必要があることに留意すべきと考えられる。

#### **h 徴収手続等**

課徴金制度が定められている独占禁止法は、国税滞納処分の場合によることとされ、金融商品取引法及び公認会計士法は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従うとされていること（資料 22）とされている。これらを参考としながら、必要・適切な徴収手続について検討する必要がある。

#### **i 執行手続との関係**

簡易迅速に不当表示を差し止めることにより、消費者の自主的かつ合理的な選択権の行使を確保するという景品表示法本来の目的・機能の達成が損なわれることが無いようにする観点からも慎重に検討する必要がある。具体的には、景品表示法への賦課金制度の導入が現行法の措置命令の執行に影響を与え得ること、すなわち、現体制を前提とすれば、賦課金の納付を命じるための要件の立証のための調査負担が大きくなることや一定の手続保障を定める必要がある結果として事件処理が長期化すること、帳簿を作成していないような事業者については、調査負担がより増大すること、賦課金という不利益処分に対して提起される取消訴訟の対応が必要となること等について留意が必要である。

### **(2) [略]**

- 消費者の財産被害に係る行政手法研究会「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について（資料編）」（抜粋）

資料 8

## 独占禁止法上の課徴金制度の概要

### ○課徴金の対象行為

- (1) 不当な取引制限（カルテル、談合等）（法 7 条の 2 第 1 項）
- (2) 支配型私的独占（法 7 条の 2 第 2 項）
- (3) 排除型私的独占（法 7 条の 2 第 4 項）
- (4) 不公正な取引方法の一部（①共同の取引拒絶（法 20 条の 2）、②差別対価（法 20 条の 3）、③不当廉売（法 20 条の 4）、④再販売価格の拘束（法 20 条の 5）、⑤優越的地位の濫用（法 20 条の 6））

### ○課徴金の算定率（注：（ ）内は中小企業の場合）

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%（4%）	3%（1.2%）	2%（1%）
支配型私的独占	10%	3%	2%
排除型私的独占	6%	2%	1%
共同の取引拒絶 差別対価 不当廉売 再販売価格の拘束	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

※不当な取引制限に対する課徴金算定率については、加減算要素あり。

### ○課徴金と罰金の調整

法 7 条の 2 第 1 項、同条 4 項の場合において、同一事件について、課徴金と罰金の双方が課（科）されるときは、罰金額の 2 分の 1 に相当する金額が課徴金から控除される（法 7 条の 2 第 19 項）。

### ○課徴金の裾切基準

課徴金算定額が 100 万円未満のときは納付を命じられない（法 7 条の 2 第 1 項、同条 4 項及び法 20 条の 2 から法 20 条の 6 まで）。

（公取委ウェブサイト [<http://www.jftc.go.jp/dk/katyokin.html>] より）

## 金融商品取引法上の課徴金制度の概要

## ○課徴金の対象行為

- (1) 不公正取引（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）
- (2) 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）
- (3) 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）
- (4) 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- (6) プラ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

## ○課徴金額

- (1) インサイダー取引については、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により算出。
  - (2) 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等については、募集・売出総額の2.25%（株券等の場合は4.5%）を法定。
  - (3) 有価証券報告書等の不提出については、直前事業年度の監査報酬相当額（該当するものがない場合は400万円）を法定（四半期・半期報告書の場合はその2分の1）。  
有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額を法定（四半期・半期・臨時報告書等の場合はその2分の1）。
  - (4) 公開買付開始公告の不実施については、買付総額の100分の25を法定。  
公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等については、公開買付開始公告日前日の終値等×買付等数量の100分の25を法定。
  - (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等については、当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額等の10万分の1を法定。
  - (6) 特定証券等情報の不提供等・虚偽等については、以下を法定。
    - イ) 発行価額又は売付価格の総額の2.25%（株券等の場合は4.5%）
    - ロ) 虚偽等の場合において当該特定証券等情報が公表されていない場合：
      - イ) の額に、 $\frac{\text{（当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数）}}{\text{（当該特定勧誘等の相手方の数）}}$  を乗じて得た額
  - (7) 発行者等情報の虚偽等については、以下を法定。
    - イ) 当該発行者等情報が公表されている場合：
      - 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額
    - ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合：
      - イ) の額に、 $\frac{\text{（当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数）}}{\text{（発行者等情報を提供すべき相手方の数）}}$  を乗じて得た額
- （金融庁ウェブサイト [<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>] より）

## 公認会計士法上の課徴金制度の概要

## ○課徴金の対象行為

- (1) 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。
- (2) 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。

## ○課徴金額

- (1) 故意により虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額の 1.5 倍に相当する額
  - (2) 相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額  
（金融庁ウェブサイト [<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>] より）
- (※) 違反行為が認定される場合であっても、以下の場合には課徴金納付命令を行わないことができる。
- (1) 故意の虚偽証明を行ったことに対し一定の行政処分（公認会計士法 29 条 2 号及び 3 号・34 条の 21 第 2 項）がなされる場合であって、財務書類における虚偽が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合（同法 31 条の 2 第 2 項 1 号及び 34 条の 21 の 2 第 2 項 1 号、会計士課徴金府令（注） 1 条 1 項）
  - (2) 相当の注意を怠り虚偽証明を行ったことに対し一定の行政処分（公認会計士法 29 条 1 号及び 2 号・34 条の 21 第 2 項）がなされる場合であって、当該監査または証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準および慣行に照らして著しく不十分であった場合に当たらない場合（公認会計士法 31 条の 2 第 2 項 2 号・34 条の 21 の 2 第 2 項 2 号、会計士課徴金府令 1 条 2 項）
  - (3) 被監査会社との間で締結されている監査証明業務の停止が命じられる場合（公認会計士法 31 条の 2 第 2 項 3 号・34 条の 21 の 2 第 2 項 3 号、会計士課徴金府令 1 条 3 項）
  - (4) 登録抹消処分または解散命令が行われる場合（公認会計士法 31 条の 2 第 2 項 4 号・34 条の 21 の 2 第 2 項 4 号）  
（注： 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 82 号））

## 年度別にみた相談内容分類の件数

内容 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
契約・解約	375,716	461,341	640,834	1,244,569	1,646,361	1,086,432	918,997	855,873	761,627	705,953	675,239	616,091
販売方法	217,680	270,273	361,562	650,923	872,671	583,342	480,369	426,138	369,054	344,089	369,959	399,329
価格・料金	80,763	100,561	130,810	159,208	131,508	144,760	155,049	163,332	151,326	150,255	173,787	161,411
品質・機能・役務品質	88,788	87,217	95,029	83,617	79,261	89,128	90,531	104,471	102,766	111,310	116,824	124,035
接客対応	54,296	56,404	66,557	65,152	64,176	81,804	86,876	101,125	99,875	115,087	121,208	125,799
表示・広告	15,948	21,356	28,689	32,006	47,090	45,229	41,492	45,360	41,819	41,501	46,078	50,661
消費生活相談全体に 対する比率 (%)	2.9	3.3	3.3	2.1	2.5	3.5	3.7	4.3	4.4	4.6	5.1	5.8
法規・基準	17,324	20,789	30,074	37,019	37,520	43,430	41,312	39,823	36,120	32,376	37,620	34,337
安全・衛生	18,029	16,709	20,318	16,958	16,641	24,701	24,571	31,219	30,201	33,180	30,167	33,776

(出典) 国民生活センター「消費者年報 2010」、「消費者生活年報 2012」

※相談内容別分類は複数回答項目。

独占禁止法及び景品表示法の一部を改正する法律案  
(第 169 回国会 閣法第 73 号) (抄)

(課徴金納付命令)

第六条の二 事業者が、第四条第一項の規定に違反する行為（同項第一号又は第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの全期間において当該行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を著しく怠つた者でないと認められるとき、又はその額が三百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2～3 (略)

(参考) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号）(抄)

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

## 独占禁止政策（競争政策）と消費者政策の関係について

○独占禁止法基本問題懇談会（第29回（平成19年4月10日）資料1（1～2頁）

## 1 独占禁止政策（競争政策）と消費者政策の関係について

独占禁止政策（競争政策）と消費者政策との関係をどのように整理すべきか、という論点がある。

独占禁止法は、その直接の目的である公正かつ自由な競争の維持・促進を通じて、直接的には、価格引上げのための事業者間のカルテルや消費者を欺まんするような取引等を防止することにより、また、根本的には、消費者のニーズに的確に対応できる事業者が生き残り、それができない事業者は淘汰されるという市場メカニズムの活用によって良質で安価、そして多様な商品やサービスの供給を確保することにより、消費者の利益の擁護・増進を図るものである。したがって、消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策）の観点からみれば、独占禁止政策（競争政策）は、その大きな一翼を担っていると整理することができる。とりわけ、独占禁止法は、「市場における公正かつ自由な競争を確保する」ことを通じて消費者の利益を確保するという点で手段の制約はあるものの、業法等による消費者保護規制とは異なり業種横断的に適用されることから特に重要であると考えられ、消費者政策の観点からも、独占禁止法違反に対する抑止力を確保することが必要である。

「一般消費者の利益を確保する」という独占禁止法の目的を達成するためには、消費者に良質で安価、そして多様な商品・サービスが十分に供給されていることに加え、供給されている商品・サービスの選択について消費者が主体的・合理的に意思決定できなければならない。この両条件が整って初めて消費者は自分のニーズに合った商品・サービスを購入することによりその効用を最大限に高めることが可能となる。消費者が主体的・合理的に意思決定できる環境を創出・確保する消費者政策は、独占禁止法の目的である「一般消費者の利益を確保する」ことを実現するために不可欠である。さらに、消費者が主体的・合理的に意思決定できる環境を創出・確保するという意味での消費者政策は、市場メカニズムをより有効に機能させるという点で、独占禁止政策（競争政策）と密接に関連している。

このため、市場メカニズムを有効に機能させる独占禁止政策（競争政策）と消費者が主体的・合理的に意思決定できる環境を創出・確保するという消費者政策を一体的に推進するという視点が重要である。（以下略）

○『独占禁止法基本問題懇談会報告書』（平成19年6月26日）4頁

（消費者政策との関係）

独占禁止法は、市場メカニズムを機能させることにより、良質で安価、そして多様な商品やサービスの供給を確保して、消費者の利益の確保と併せて国民経済の発達を図るものである。また、独占禁止法は、「市場における公正かつ自由な競争を促進」することを手段としている点はあるものの、業法等による消費者保護規制とは異なり、業種横断的に適用されるという特色がある。

消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策）に関する基本的事項を定める消費者基本法（平成16年施行）は、①商品や役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されることなどを消費者の権利とし、②消費者の権利の尊重と消費者の自立支援等により消費者政策を推進することを国の責務としている。

以上の点にかんがみると、独占禁止政策（競争政策）は、消費者政策の重要な一翼を担っている。同時に、消費者政策が推進されることは独占禁止法の目的の実現に資するという面もある。すなわち、消費者が主体的・合理的に選択できる環境が整備されれば、良質で安価、そして多様な商品等の供給が促され、市場メカニズムがより有効に機能することになる。

このように、消費者政策と独占禁止政策（競争政策）は相互に密接に関係しており、両政策を一体的に推進するという視点が重要である。

## 消費者庁における処分事業者一覧(景品表示法)

※網掛け部分：過去10年以内に消費者庁又は公正取引委員会から景品表示法に基づく行政処分を受けていた事業者

	事業者名	適用法条	表示媒体	対象商品・役務	措置日
1	(株)ファミリーマート	第4条第1項第1号(優良誤認)	シール	おにぎり	H21.11.10
2	(株)三陽商会	第4条第1項第1号(優良誤認)	下げ札及び品質表示タグ	ニット商品	H21.12.9
3	(株)ボンシツク	第4条第1項第3号(原産国表示)	ラベル	化粧品及び化粧雑貨	H22.3.25
4	(株)日本一	第4条第1項第1号(優良誤認)	プライスカード、チラシ、ポップ及びポスター	うなぎ蒲焼及びうなぎ重	H22.3.29
5	(株)QVCジャパン	第4条第1項第1号(優良誤認)	テレビショッピング番組及びウェブサイト	布団	H22.3.31
6	住金物産(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	テレビショッピング番組及びウェブサイト	布団	H22.3.31
7	(株)山方屋	第4条第1項第1号(優良誤認)	シール	牛の内臓を袋詰めした商品	H22.4.8
8	(株)益正グループ	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	牛の内臓を袋詰めした商品及びもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品	H22.4.8
9	(株)シップス	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	婦人靴	H22.6.24
10	コーナン商事(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ、ポップ及びウェブサイト	園芸用シート	H22.9.29
11	(株)大藤	第4条第1項第1号(優良誤認)	包装紙	焼き菓子	H22.10.13
12	(株)光洋	第4条第1項第3号(原産国表示)	新聞折り込みチラシ	サザエ	H22.11.30
13	全国農業協同組合連合会	第4条第1項第1号(優良誤認)	米袋、ウェブサイト等	特別栽培米	H22.12.8
14	(株)ジェイアール西日本ホテル開発	第4条第1項第1号(優良誤認)	メニュー、チラシ、ウェブサイト及び新聞折り込みチラシ	料理	H22.12.9
15	(株)サンシャインチェーン本部	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ	食料品	H23.2.4
16	(株)外食文化研究所	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認)	ウェブサイト	加工食品	H23.2.22
17	(株)レナウン	第4条第1項第1号(優良誤認)	下げ札及びシール	紳士用シャツ	H23.2.24
18	シンワオックス(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	カタログ、ウェブサイト及び商品説明書	牛肉加工食品	H23.3.3
19	(株)パークジャパン	第4条第1項第1号(優良誤認)	メニュー、ウェブサイト及び新聞折り込みチラシ	料理	H23.3.4
20	(株)カンノ蜜蜂園本舗	第4条第1項第1号(優良誤認)	ラベル	はちみつ	H23.3.10
21	(株)ユナイテッドアローズ	第4条第1項第3号(原産国表示)	下げ札、タグ及びウェブサイト	衣料品等	H23.3.24
22	(株)ガリバーインターナショナル	第4条第1項第2号(有利誤認)	テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル、駅貼り広告及びウェブサイト	中古自動車	H23.3.28
23	(株)アシックス	第4条第1項第1号(優良誤認)	下げ札及びウェブサイト	女性用シューズ及び女性用スノーボードウェア	H23.3.30
24	(株)DMM. com	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認)	ウェブサイト	ベニーオークションサービス及びオークションに出品した商品	H23.3.31
25	(株)アギト	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認)	ウェブサイト	ベニーオークションサービス及びオークションに出品した商品	H23.3.31
26	(株)ゼロオク	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認)	ウェブサイト	ベニーオークションサービス及びオークションに出品した商品	H23.3.31
27	(株)K&Sトレーディング	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	中古自動車	H23.4.8
28	(有)KUC	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	中古自動車	H23.4.8
29	(株)市進ホールディングス	第4条第1項第1号(優良誤認)	パンフレット、新聞折り込みチラシ、ポスター及びウェブサイト	大学入学試験受験対策の役務	H23.4.26
30	(株)市進ウイングネット	第4条第1項第1号(優良誤認)	パンフレット及びポスター	大学入学試験受験対策の役務	H23.4.26



31	(株)ウィザス	第4条第1項第1号(優良誤認)	新聞折り込みチラシ及びウェブサイト	大学入学試験受験対策の役務	H23.4.26
32	日本緑茶センター(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	ラベル及びウェブサイト	食用塩	H23.6.14
33	学校法人北海道安達学園	第4条第1項第1号(優良誤認)	パンフレット及び新聞広告	専門学校における専門課程	H23.6.29
34	(株)日本ホットライフ	第4条第1項第2号(有利誤認)	チラシ	住宅用太陽光発電システム	H23.7.15
35	(株)東祥	第4条第1項第1号(優良誤認)	新聞折り込みチラシ及びウェブサイト	スポーツクラブにおける浴場利用役務	H23.7.21
36	(株)AOKI	第4条第1項第2号(有利誤認)	テレビコマーシャル及び新聞折り込みチラシ	衣料品等	H23.7.26
37	青山商事(株)	第4条第1項第2号(有利誤認)	テレビコマーシャル及び新聞折り込みチラシ	衣料品等	H23.7.26
38	(株)コナカ	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ	衣料品等	H23.7.26
39	はるやま商事(株)	第4条第1項第2号(有利誤認)	テレビコマーシャル及び新聞折り込みチラシ	衣料品等	H23.7.26
40	(株)フタタ	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ	衣料品等	H23.7.26
41	(株)フィッシュランド	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ	遠近両用眼鏡	H23.8.31
42	(株)アイランド食品	第4条第1項第1号(優良誤認)	包装紙及びラベル	干しそば	H23.9.9
43	(株)トップアート	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞広告、ダイレクトメール、雑誌広告、カタログ及びウェブサイト	美術品、工芸品等	H23.10.20
44	(株)アールディーシー	第4条第1項第1号(優良誤認)	チラシ、ポスター、メニュー、新聞折り込みチラシ及びウェブサイト	生食用かきを用いた料理	H23.10.28
45	(株)リアル	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト	食品	H23.11.25
46	(株)ビューティーサイエンス	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト	食品	H23.11.25
47	(株)安愚楽牧場	第4条第1項第1号(優良誤認)	雑誌広告	「黒毛和種牛売買・飼養委託契約」と称する契約に基づき提供する役務	H23.11.30
48	(有)モアナエモーション	第4条第1項第2号(有利誤認)	クーポンマガジン及びウェブサイト	スクーバダイビングに係る技能認定を受けるための教育コース	H24.2.9
49	岩切自動車こと岩切明春	第4条第1項第1号(優良誤認)	中古自動車情報誌	中古自動車	H24.2.28
50	(株)オートプレんティ	第4条第1項第1号(優良誤認)	中古自動車情報誌	中古自動車	H24.2.28
51	ガレージZEROこと奥津明夫	第4条第1項第1号(優良誤認)	中古自動車情報誌	中古自動車	H24.2.28
52	(株)キガサワ	第4条第1項第1号(優良誤認)	中古自動車情報誌	中古自動車	H24.2.28
53	Benetsaこと小林隆幸	第4条第1項第1号(優良誤認)	中古自動車情報誌及びウェブサイト	中古自動車	H24.2.28
54	(株)リソウ	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	新聞折り込みチラシ	化粧品	H24.3.8
55	(有)エム・ワイ産業	第4条第1項第1号(優良誤認)	店頭看板及び計量器	自動車ガソリン	H24.4.19
56	松村(株)	第4条第1項第2号(有利誤認)	冊子	振袖に袋帯、長襦袢等を組み合わせたセット商品	H24.4.27
57	お茶の水女子アカデミーこと浜田敏彦	第4条第1項第1号(優良誤認)	パンフレット及びウェブサイト	入学試験受験対策の役務	H24.5.10
58	ニフティ(株)	第4条第1項第1号(優良誤認) 同項第2号(有利誤認)	ウェブサイト	モバイルデータ通信サービス	H24.6.7
59	(株)アガスタ	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
60	(株)エコリカ	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
61	(株)エディオン	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
62	(株)オーム電機	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びポップ	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14

63	(株)タキオン	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びポップ	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
64	(株)グリーンハウス	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
65	恵安(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
66	(株)光波	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
67	コーナン商事(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ、ポップ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
68	スリー・アールシステム(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
69	セントレードM. E. (株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
70	リーダーメディアテクノ(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ及びウェブサイト	一般照明用電球形LEDランプ	H24.6.14
71	(株)クリスタルジャパン	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト	化粧品	H24.6.28
72	(株)コアクエスト	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト	化粧品	H24.6.28
73	(株)コジマ身長伸ばしセンター	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト	「身長伸ばし」及び「美顔矯正術」と称する役務	H24.7.10
74	サニーヘルス(株)	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	ウェブサイト、新聞広告及び新聞折り込みチラシ	化粧品	H24.7.19
75	(株)コスモスイニシア	第4条第1項第1号(優良誤認)	パンフレット及び新聞折り込みチラシ	分譲マンション	H24.8.21
76	(株)ドクターシーラボ	第4条第1項第1号(優良誤認) (同条第2項適用)	会報誌	美容機器	H24.8.31
77	桐灰化学(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ	冷凍庫で凍結させた上で人が首に巻いて冷却・冷感効果を得るための商品	H24.9.6
78	(株)ケンユウ	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ	冷凍庫で凍結させた上で人が首に巻いて冷却・冷感効果を得るための商品	H24.9.6
79	(株)白元	第4条第1項第1号(優良誤認)	商品パッケージ	冷凍庫で凍結させた上で人が首に巻いて冷却・冷感効果を得るための商品	H24.9.6
80	(株)やまとセレモニー	第4条第1項第2号(有利誤認)	パンフレット	葬儀に係る役務	H24.9.7
81	(株)アビバ	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ	資格取得対策の役務	H24.9.10
82	(有)藤原アイスクリーム工場	第4条第1項第3号(原産国表示)	ラベル及び封緘シール	天然はちみつ	H24.9.28
83	(株)ホテル椿館	第4条第1項第1号(優良誤認)	ウェブサイト	宿泊プラン	H24.10.18
84	三光ホーム(株)	第4条第1項第2号(有利誤認)	新聞折り込みチラシ、チラシ及びウェブサイト	住宅用太陽光発電システム	H24.10.30
85	イー・アクセス(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	新聞広告、雑誌広告及び鉄道車両広告	モバイルデータ通信サービス	H24.11.16
86	シャープ(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	カタログ及びウェブサイト	電気掃除機	H24.11.28
87	VanaH(株)	第4条第1項第1号(優良誤認)	会員宛てのファックス文書	ペットボトル入り飲料水	H24.12.20

(平成 21 年 9 月～平成 25 年 1 月 1 日時点)

## 独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法の課徴金及び刑事罰の比較－ 1

	独占禁止法	金融商品取引法				
課徴金対象行為	私的独占 不当な取引制限 等	インサイダー取引	相場操縦 偽装・馴合売買 安定操作取引	風説の 流布・偽 計	継続開示書類 の虚偽記載・不 提出	発行開示書類の 虚偽記載・不提出
課徴金の 算定方法	売上額に一定率 (10%等)を乗じ て得た額に相当 する額	例) 買付け等の総額と、重要事実公表後 2 週間の最 高値に買い付けた数量を乗じた額の差額			例) 600 万円 or 時価総額の 10 万分の 6 のい ずれか高い方	例) 募集・売 出総額の 2.25%(株 券等の場合は 4.5%)
罰則 (法人)	5 億円以下の罰 金	5 億円以下の罰金	7 億円以下の罰金		虚偽記載： 7 億円以下の罰金 不提出： 5 億円以下の罰金	
罰則 (個人)	5 年以下の懲役 又は 500 万円以下 の罰金又はこの 併科 (注 1)	5 年以下の懲役若 しくは 500 万円以 下の罰金又はこの 併科	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこの併科		虚偽記載： 10 年以下の懲役若しく は 1000 万円以下の罰金又はこの併 科 不提出： 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこの併科	
没収・追徴に係 る特例規定	—	不公正取引により得た財産を没収・追徴			—	
課徴金と刑事 罰等の調整 (注 2)	罰金額の 2 分の 1 相当額を控除	没収・追徴相当額を課徴金額より控除			罰金相当額を 控除	—
その他 (注 3)	算定率の加減算 及び課徴金の減 免に関する規定 あり	課徴金の加減算に関する規定あり				

独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法の課徴金及び刑事罰の比較－2

	金融商品取引法				公認会計士法	
課徴金対象行為	公開買付届出書等の虚偽記載・不提出	大量保有報告書の虚偽記載・不提出	プロ向け市場等における 特定証券等情報の不提供等、虚偽等		故意による虚偽証明等	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等
課徴金の算定方法	例) 買付け総額の25%等	例) 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1	例) 発行価額又は売付価格の総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)	例) 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	監査報酬相当額
罰則(法人)	5億円以下の罰金				—	
罰則(個人)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科				—	
没収・追徴に係る特例規定	—				—	
課徴金と刑事罰等の調整(注2)	—				—	
その他(注3)	課徴金の加減算に関する規定あり				免除に関する規定あり	

(注1) 私的独占又は不当な取引制限をした者に対するもの

(注2) 具体的な調整手続は以下のとおり

独占禁止法	金融商品取引法
<p>① 課徴金納付命令時に罰金額が確定している場合、当該罰金相当額の半分に控除した額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>② 課徴金納付命令後に罰金が確定した場合、公正取引委員会の審決をもって、当該罰金相当額の半分に控除した額の課徴金納付命令に変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p>	<p>① 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合 …当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令</p> <p>② 課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合 …判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し</p> <p>③ 課徴金納付後に起訴された場合 …判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付</p>

(注3) 加減算及び減免の概要については以下のとおり。

独占禁止法	金融商品取引法・公認会計士法
<p><b>【加算（算定率）】</b> 10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては5割増しの率を適用</p> <p><b>【減算（算定率）】</b> 違反行為を早期に取りやめた者に対しては2割減の率を適用</p> <p><b>【減免（金額）】</b> 立入検査前に違反行為について 1番目に申請した者→納付命令せず 2番目に申請した者→50%減額 3番目に申請した者→30%減額 4番目に申請した者（公取委に把握されている事実以外）→30%減額 5番目に申請した者（公取委に把握されている事実以外）→30%減額 立入検査後に違反行為について申請した者（公取委に把握されている事実以外）→課徴金を30%減額 （検査前検査後全体で5番目まで、検査後は、3番目まで）</p>	<p><b>【加算（金額）】（金融商品取引法）</b> 違反行為者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、課徴金額が1.5倍に加算される</p> <p><b>【減算（金額）】（金融商品取引法）</b> 一定の違反行為を行った者が当局の調査前に内閣総理大臣（証券取引等監視委員会）に対し報告を行った場合、課徴金額が半額に減算される（一定の違反行為） ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載・不提出 ・大量保有報告書の不提出 ・特定証券等情報・発行者等情報の虚偽等</p> <p><b>【免除】（公認会計士法）</b> 一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと認められるときは、命じないことができる</p>

## 二重処罰との関係について

<最判平成 10 年 10 月 13 日（判例時報 1662 号 83 頁）（社会保険庁シール談合課徴金事件）>

## 【事案の概要】

社会保険庁が発注する支払通知書貼付用シールの調達につき入札談合を行った法人事業者らに対して、既に刑罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況において、原告が課徴金は懲罰的制裁の実質しか有さず、二重処罰に当たるので憲法 39 条に違反するとともに、実質的に法の適正手続を保障する憲法 31 条及び財産権を保障する憲法 29 条の趣旨にもとると主張して、課徴金の納付を命ずる審決の取消しを求めた事案。

## 【判旨】

本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法七条の二第一項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法三九条、二九条、三一条に違反しないことは、最高裁昭和二九年（オ）第二三六号同三三年四月三〇日大法廷判決・民集一二巻六号九三八頁の趣旨に徴して明らかである。

<原審：東京高裁平成 9 年 6 月 6 日判決（判例時報 1621 号 98 頁）>

「独占禁止法における課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであって、課徴金の納付命令は、右の目的を達成するために行政委員会である被告が、同法の定める手続にしたがってカルテルに参加した事業者に対して課す行政上の措置である。右のところからも窺われるように、課徴金制度にはカルテル行為に対する一定の抑止効果が期待されているという側面があり、それは社会的には一種の制裁としての機能をもつことを否定できないが、課徴金の基本的な性格が社会的公正を確保するためのカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪という点にあることは明らかである。

したがって、課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、本件カルテル行為に関して、原告らに対し刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、被告において、独占禁止法七条の二、五四条の二等の規定に基づいて課徴金の納付を命ずるとしても、それが、二重処罰を禁止する憲法三九条に違反することになるものでないことは明らかといわなければならない。」

### 行政調査権限の比較

	独占禁止法	金融商品取引法			公認会計士法	
		届出者等に対する調査	金融商品取引業者等に対する調査	不公正取引を理由とする課徴金に係る事件の調査	懲戒事実（課徴金）に係る事件の調査	公認会計士の業務に対する調査
調査形態	間接強制調査（正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり）					
許可状の要否	否					
処分・権限	出頭命令 （法 47 条 1 項 1 号）	—	—	—	出頭命令 （法 33 条 1 項 1 号）	—
	審尋 （法 47 条 1 項 1 号）	—	—	質問 （法 177 条 1 号）	審問 （法 33 条 1 項 1 号）	—
	報告徴収 （法 47 条 1 項 1 号）	報告徴収 （法 26 条）	報告徴収 （法 56 条の 2）	報告徴収 （法 177 条 1 号）	報告徴収 （法 33 条 1 項 1 号）	報告徴収 （法 49 条の 3 第 1 項）
	立入検査 （法 47 条 1 項 4 号）	立入検査 （法 26 条）	立入検査 （法 56 条の 2）	立入検査 （法 177 条 2 号）	立入調査 （法 33 条 1 項 4 号）	立入調査 （法 49 条の 3 第 2 項）
	提出命令 （法 47 条 1 項 3 号）	提出命令 （法 26 条）	提出命令 （法 56 条の 2）	—	提出命令 （法 33 条 1 項 3 号）	提出命令 （法 49 条の 3 第 1 項）
	物件留置 （法 47 条 1 項 3 号）	—	—	—	物件留置 （法 33 条 1 項 3 号）	—

## 課徴金制度における手続保障について

## ＜独占禁止法上における課徴金制度＞

- ・ 課徴金納付命令の事前手続として、意見申述・証拠提出の機会が付与される（独占禁止法 50 条 6 項、49 条 3 項～5 項）。
- ・ 課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為 並びに納期限を記載する（同法 50 条 6 項、49 条 5 項）。
- ・ 課徴金納付命令に不服がある者は、審判請求（同法 50 条 4 項）をして、公正取引委員会の審判手続 において同命令の当否を争うことができる（不服審査型審判手続。なお、平成 17 年の同法改正前は、課徴金納付命令の事前手続としての審判手続〔事前審査型審判手続〕とされていた。）。
- ・ 審判手続は、同法 52 条以下の規定によるほか、手続の細則として定められた規則（※）に従う。（※ 公正取引委員会の審判に関する規則）
- ・ なお、上記の審判制度の廃止を内容とする独占禁止法改正法案が国会に提出されている（第 174 回国会閣法第 49 号。第 183 回国会に閣法第 72 号として再提出（平成 25 年 5 月 24 日））。

## ＜金融商品取引法上における課徴金制度＞

- ・ 内閣総理大臣は、課徴金納付命令を基礎付ける事実（違反事実）があるとき、審判手続開始決定を行わなければならない（金融商品取引法 178 条 1 項）、これにより審判手続が開始される（事前審査型審判手続）。
- ・ 審判手続は、同法 178 条以下の規定によるほか、手続の細則として定められた府令（※）に従う。（※金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令）

## ＜公認会計士法上における課徴金制度＞

- ・ 内閣総理大臣は、課徴金納付命令を基礎付ける事実（違反事実）があるとき、審判手続開始決定を行わなければならない（公認会計士法 34 条の 40 第 1 項）、これにより審判手続が開始される（事前審査型審判手続）。
- ・ 審判手続は、同条以下の規定によるほか、手続の細則として定められた府令（※）に従う。（※公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令）



## 課徴金制度における徴収手続等について

## ＜独占禁止法上における課徴金制度＞

- ・ 督促：課徴金が納期限までに納付されない場合、督促が行われる（独占禁止法 70 条の 9 第 1 項）。
- ・ 延滞金：納期限の徒過後、延滞金（原則年 14.5%の日割計算）が発生する。延滞金が 1,000 円未満のときは徴収せず、端数が 100 円未満の場合は切り捨てる（同条 3 項及び 4 項）
- ・ 強制徴収：上記の督促を受けた者がその指定する期限までに納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することができる（同条 5 項）。
- ・ 先取特権：課徴金の徴収について、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされ、その時効は国税の例による（納期限から 5 年で時効消滅し、督促や他の執行機関への交付要求などにより時効中断する〔国税通則法 72 条及び 73 条〕。）。

## ＜金融商品取引法上における課徴金制度＞

- ・ 督促：課徴金が納期限までに納付されない場合、督促が行われる（金融商品取引法 185 条の 14 第 1 項）。
- ・ 延滞金：納期限の徒過後、延滞金（原則年 14.5%の日割計算）が発生する。延滞金が 1,000 円未満のときは徴収せず、端数が 100 円未満の場合は切り捨てる（同条 2 項及び 3 項）
- ・ 強制徴収：上記の督促にもかかわらず課徴金及び延滞金が完納されない場合、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従った強制徴収がなされる（同法 185 条の 15 第 1 項及び 2 項）。
- ・ 倒産手続上の順位：課徴金納付命令に係る請求権は、破産法等の倒産法の適用との関係では、過料と同じ扱い（劣後債権、免責なし）とされる（同法 185 条の 16）。

## ＜公認会計士法上における課徴金制度＞

- ・ 督促：課徴金が納期限までに納付されない場合、督促が行われる（公認会計士法 34 条の 59 第 1 項）。
- ・ 延滞金：納期限の徒過後、延滞金（原則年 14.5%の日割計算）が発生する。延滞金が 1,000 円未満のときは徴収せず、端数が 100 円未満の場合は切り捨てる（同条 2 項及び 3 項）。
- ・ 強制徴収：上記の督促にもかかわらず課徴金及び延滞金が完納されない場合、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従った強制徴収がなされる（同法 34 条の 60 第 2 項）。
- ・ 倒産手続上の順位：課徴金納付命令に係る請求権は、破産法及び民事再生法の適用との関係では、過料と同じ扱い（劣後債権、免責なし）とされる（同法 34 条の 61）